意見書案第 14 号

改正食糧・農業・農村基本法の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和6年7月3日

大津市議会議長

幸 光 正嗣 様

提出者杉浦智子

林まり

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

改正食糧・農業・農村基本法の廃止を求める意見書

異常気象や戦争などによる世界的な食糧危機は、食料の6割以上を外国に依存する我が国の危うさを浮き彫りにし、食料は都合よくいつでも輸入できる状況ではなくなっている。また、僅か 10 年で基幹的農業従事者は3割も減少し、耕地(農地)面積は22.4万減減少、東京都を超える面積の農地が失われている。このままでは、国民の命の源である食料の安定供給が根底から脅かされるのは必至であり、この流れを根本から転換し、農業と農村を再生し、食料自給率を向上させることは国民の生存基盤、社会の持続に関わる待ったなしの課題である。

ところが岸田政権が示した農業政策の憲法といわれる、改正食糧・農業・農村基本法は、食料安全保障の確保を柱とし、最大の問題は、現行の基本法で唯一の目標としてきた食料自給率の向上を、いくつかの指標の一つに格下げしていることである。自給率の目標をなぜ達成できなかったのかは、何ら検証されておらず、抜本的な対策強化に言及されていない。

また、政府は歯止めのない輸入自由化を進め、農産物の価格は市場まかせに しており、安い外国産との競争に無防備でさらしたままでは、国内生産の増大 は困難な状況となり、農家の経営も窮地に追い込まれたのである。

大規模化・効率化一辺倒の農政では、多面的な機能を有している家族農業や都市農地、中山間地域などの自給的農家が政策的視野に入っていなかった。多様な担い手の再評価を行い活用することは食糧危機打開のためにも重要である。また改正法は、農業者の激減が続く前提で、規模拡大を進める生産者に支援を一層集中するとしているが、これでは農業の持続的な発展や農村社会の復興とは相いれない。持続可能な生産を可能にするためには、価格保障や所得補償の拡充が不可欠である。

政府は、改定法で不測時における食料安全保障を位置付けたとしているが、 日本の食料自給率の低さは、海外からの物流が停止したら世界で最も餓死者が 出るといわれるほど深刻である。そのため基本的人権としての食料への権利を 明記し、国内農業生産基盤を強化すべきである。こうしたことからも改定法は、 食料と農業の危機を打開するには程遠いと言わざるを得ない。政府がやるべき ことは、食料自給率の向上を国政の柱に据え、際限のない輸入自由化路線を転 換し、規模の大小を問わず農家の経営を全力で支えることである。

よって国及び政府においては、改正食糧・農業・農村基本法を廃止するよう 強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 衆議院議長 参議院議長 あて